

最新版は市ＨＰをご確認ください。

<https://www.city.ogaki.lg.jp/0000059463.html>

大垣市ごみ処理手数料徴収事務の手引き (指定ごみ袋等取扱所用)

令和8年8月～

大垣市生活環境部クリーンセンター

電話 0584-89-9278

はじめに

大垣市は、ごみの排出抑制（減量化）や再生利用（資源化）の推進、排出量に応じた負担の公平化及び市民の意識改革などを目的に、令和5年1月から、有料指定ごみ袋制度を導入しています。

この手引では、これら指定ごみ袋等を販売（交付）していただく指定取扱所の業務手順について、また取扱所として指定を受けていただく手続き等をご説明しています。

どうぞ、本手引きを熟読の上、また委託契約書の内容を遵守し、指定取扱所業務の適正かつ円滑な推進にご協力くださいますようお願いいたします。

大垣市生活環境部クリーンセンター

目 次

第1章	ごみ処理手数料徴収事務の概要	1
第2章	取扱所になるためには	3
第3章	取扱所になったら	5
第4章	注文について	7
第5章	配送・納品について	9
第6章	販売（交付）・管理について	10
第7章	ごみ処理手数料の支払いについて	13

巻末資料

第1章 ごみ処理手数料徴収事務の概要

1 ごみ処理手数料

市は、個別収集する「家庭系大型ごみ」及びごみステーションに出すことを承諾された「事業系可燃ごみ」については、ごみを処理する市民の皆さまが、「ごみ処理券」を購入していただくことにより、市に対して「ごみ処理手数料」を支払っていただいております。

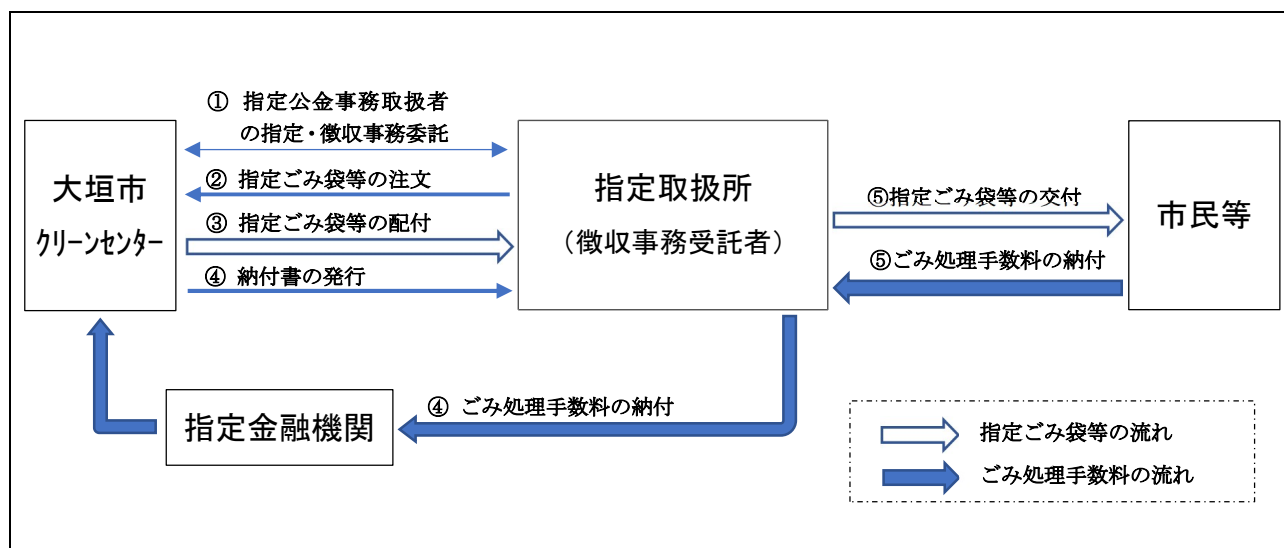
これらに加え、令和5年1月からは、家庭系の「もえるごみ」及び「もえないごみ」をごみステーションに出す場合は、指定ごみ袋を購入していただくことにより、市に対して「ごみ処理手数料」を支払っていただいております。

2 指定ごみ袋等の取扱所

市は、これら指定ごみ袋等を販売しますが、市民の皆さまの利便性の向上を図るため、地域の小売店等を「取扱所」として指定し、販売していただいております。

取扱所（受託者）は、市民の皆さまからごみ処理手数料を徴収し、指定ごみ袋等を交付する事務（以下「徴収事務」といいます。）を市の委託を受けて行っていただきます。

図 ごみ処理手数料徴収事務の概要



3 事務の概要

取扱所（受託者）は、次の事務を行います。

(1) 注文

指定ごみ袋等の注文は、大垣市クリーンセンターで受け付けます。

注文は、原則、インターネットで受け付け、毎週月曜日午前8時に締め切ります。

（⇒ 詳細は、P. 7 をご覧ください。）

(2) 受領（配送・納品）

注文を受けた指定ごみ袋等は、注文締切後最初の土曜日までに、運送業者から直接配送されますので、必ず立ち合いの上、受領してください。

なお、クリーンセンターで直接引き渡すこともできます。この場合、発注時に「クリーンセンター受け取り」を選んでください。

（⇒ 詳細は、P. 9 をご覧ください。）

(3) 販売（交付）・管理

市民の皆さまへ指定ごみ袋等の販売（交付）を行うとともに、代金（ごみ処理手数料）を徴収します。また、指定ごみ袋等の適切な管理を行います。

（⇒ 詳細は、P. 10 をご覧ください。）

(4) 納付（ごみ処理手数料の支払い）

市は、取扱所（受託者）において受領された指定ごみ袋等の数量に基づき、ごみ処理手数料を請求します。受託者は、納期限までに市へ納入します。

（⇒ 詳細は、P. 13 をご覧ください。）

第2章 取扱所になるためには

小売店等が指定ごみ袋等を販売する指定取扱所となるためには、市から指定公金事務取扱者に指定されるとともに、市と徴収委託契約を締結する必要があります。

1 受託者（取扱所）の要件等について

徴収事務の受託者（取扱所）は、次のいずれにも適合する必要があります。

(1) 公金事務を適切かつ確実に遂行できる財産的基礎を有すること

- ① 資本金の額、試算又は負債の状況等から財政的基盤が十分に整っていること
- ② 累積欠損がなく、かつ、経営状態が良好であること

(2) その人的構成等に照らして、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること

- ① 経営陣の体制、業務に対する十分な知識及び経験を有する業務精通者の確保が十分であると認められること
- ② コンプライアンス体制等の業務執行体制が十分に整備されていること

2 指定ごみ袋等を取扱うための流れ

指定ごみ袋等を取扱うためには、市への指定公金事務取扱者申出後、指定を受けるとともに徴収委託契約を締結する必要があります。

なお、申出から徴収委託契約締結までの流れは、次のとおりで、概ね1ヶ月程度かかります。

	対応者	内 容
①	受託者 ⇒ 大垣市	申出書類等の提出
②	大垣市 ⇒ 受託者	書類審査・現地調査等の実施後、指定通知書、契約書（2通）を送付
③	受託者 ⇒ 大垣市	契約書に押印後、契約書（1通）を送付
④	大垣市 ⇒ 受託者	注文に関する書類、取扱所標識（ステッカー）等を送付

3 申出手続きについて

(1) 申出書類の提出

徴収事務を受託しようとする場合は、次に掲げる書類を大垣市に提出してください。
なお、申請内容等の確認のため、その他の書類の提出をお願いすることがあります。

① 「指定公金事務取扱者申出書」(巻末資料)

② 添付書類（おおむね直近6か月以内のものであること）

1) 法人・個人共通

・ 市町村等が発行する税金の未納がないことの証明書(写し不可)

例 完納証明書、納税証明書（市町村民税と固定資産税）等

・ 「指定公金事務取扱者の業務を行う場所一覧」(巻末資料)

2) 【法人の場合】登記簿謄本(写し可)

【個人の場合】住民票(免許証等の写し可)

※ 免許証等の場合、申請書の住所と免許証等の住所が同一である必要があります。

(2) 申出方法

郵送又は持参により申請してください。

申請は、申出者単位で、取扱所（店舗）名を明記してください。

【申出先】

〒503-0847 岐阜県大垣市米野町3-1-1

大垣市クリーンセンター 総務グループ 行

4 徴収委託契約について

指定公金事務取扱者申出書が提出され、審査の結果、指定ごみ袋等の取扱所に指定することを決定した場合は、徴収委託契約を締結します。

複数の店舗で指定ごみ袋等を取扱う場合においては、取扱所を明記のうえ、委託契約を締結します。

第3章 取扱所になったら

1 取扱所標識(ステッカー)の掲示

指定取扱所には、取扱所である旨の証書となる「大垣市指定ごみ袋等取扱所」のステッカーを配付します。

ステッカーは、来店者（市民等）の見やすい箇所に掲示してください。

2 取り扱える店舗

取扱所は1店舗ごとに登録しています。指定を受けた店舗以外での取扱いはできません。他店舗においても同様に取り扱いたい場合は、あらためて市に申請してください。

3 取扱時間

指定ごみ袋等の販売業務は、取扱所の営業時間を通して取り扱ってください。営業時間中に販売時間を制限することはできません。

4 従業員などへの研修

この委託業務に従業員などに担当させる場合には、この手引きを活用して、制度の仕組みと事務の流れを周知してください。

5 申出内容の変更

(1) 指定公金事務取扱者の申出内容・徴収事務委託契約内容の変更

① 指定公金事務取扱者の申出内容の変更

以下の内容については、「指定公金事務取扱者の指定に係る変更届出書」（巻末資料）を提出してください。

- 1) 受託者の名称
- 2) 受託者の住所又は事務所の所在地

② 徴収事務委託契約内容の変更

徴収事務委託契約内容のうち、以下の内容については、「指定ごみ袋等による一般廃棄物手数料徴収事務委託契約に係る変更届出書」（巻末資料）を提出してください。

なお、変更する内容によっては、添付書類が必要になります。

- 1) 受託者の代表者の変更（法人の場合のみ）
- 2) 取扱所名称の変更
- 3) 取扱所所在地の変更
- 4) 取扱所の追加・廃止 等

(2) 契約の更新

契約期間は単年度となりますが、市及び受託者からのいずれからも契約を終了する旨の申し出がないときは、その契約を1年間更新するものとし、以後同様とします。ただし、指定公金事務取扱者の指定期間（契約の最長有効期間）満了時には、再度申出をしてもらいます。

(3) 指定公金事務取扱者の指定の取消

以下の事由に該当する場合、市は指定公金事務取扱者の指定を取消することができる。

- ① 指定公金事務取扱者として業務を遂行できなくなったとき。
- ② 帳簿を備え付けず、帳簿への不記載・虚偽記載、または帳簿を保存しなかったとき。
- ③ 市が求める報告をせず、または虚偽報告したとき。
- ④ 市の立入り・検査の拒否や妨げ、市の質問に対して未回答・虚偽回答をしたとき。

(4) 契約の解除

- ① 契約を更新しない場合や廃業等の事由により徴収委託契約を解除する場合は、「**歳入の徴収事務委託の解除申出書**」（巻末資料）を提出のうえ、保有する指定ごみ袋等を返還してください。
- ② 指定公金事務取扱者の指定を取消されたときは、契約が解除されます。
- ③ 以下の事由に該当する場合、市は契約を解除することができる。
 - 1) 条例改正等により業務の委託が必要なくなったとき。
 - 2) 受託者が、不正不信行為によって市に損害を与えたとき。
 - 3) 受託者が、市の指示に従わず業務が延滞したとき。
 - 4) 受託者が、この契約の業務を遂行できなくなったとき。

(5) 手数料の返還

手数料の返還を希望する場合は、「**大垣市指定ごみ袋等手数料還付申請書**」（巻末資料）と**手数料還付先希望銀行口座情報**を提出することにより、返還された指定ごみ袋等に相当する既納入の手数料額について、委託料を差し引いたうえで還付します。

なお、取扱所において、著しく破損された指定ごみ袋等は、返還できない場合があります。

第4章 注文について

1 注文方法

指定ごみ袋等の注文は、市の注文受付インターネットサイト（大垣市電子申請サービス）で24時間365日受け付けます。利便性の向上、環境保護、事務の誤り防止の観点から、原則、電話・ファクスでは受け付けませんのでご了承ください。

2 大垣市電子申請サービスについて

大垣市電子申請サービスにログインするための各取扱所専用のIDとパスワードを発行します。

3 注文手順

(1) 注文サイトにアクセス

インターネット環境があるパソコンまたはスマートフォン等で次の注文サイト（大垣市電子申請サービス）にアクセスしてください。

なお、お気に入りに追加していただきますとアクセスが簡単になります。

https://apply.e-tumo.jp/city-ogaki-gifu-u/offer/offerList_detail?tempSeq=4890



(2) ログイン

市が発行した取扱所（発送先）ごとのIDとパスワードでログインしてください。

(3) 注文

「手続き一覧」画面から、「大垣市指定ごみ袋等注文（指定取扱所用）」を選択して、利用規約等に同意してください。

「申込」画面で、受領方法と各品目の注文数を選択してください。注文単位は、表のとおりです。新規取扱所の初回の注文は、必ず全ての種類を1つ以上注文してください。納品（発送）後の返品やサイズ交換には原則応じません。

「確認へ進む」をクリックし、種類や数量をよく確認してから「申し込む」をクリックしてください。

表 指定ごみ袋等の注文単位

種類		交付（販売）単位		注文単位		
		入数	手数料額	入数	手数料額	委託料額
指定ごみ袋	もえるごみ（大）	10袋/セット	500円	30セット/箱	15,000円	990円
	もえるごみ（小）	10袋/セット	300円	50セット/箱	15,000円	1,000円
	もえるごみ（極小）	10袋/セット 1袋	100円 10円	50セット/箱	5,000円	350円
	もえないごみ（大）	10袋/セット	500円	30セット/箱	15,000円	990円
	もえないごみ（小）	10袋/セット	300円	50セット/箱	15,000円	1,000円
大型ごみ処理券	(210円)	1枚	210円	5枚/セット	1,050円	55円
	(410円)	1枚	410円	5枚/セット	2,050円	110円
	(830円)	1枚	830円	5枚/セット	4,150円	220円
	(1,250円)	1枚	1,250円	1枚	1,250円	66円
	(1,670円)	1枚	1,670円	1枚	1,670円	88円
	(3,140円)	1枚	3,140円	1枚	3,140円	165円
事業系可燃ごみ処理券		1枚	150円	50枚/セット	7,500円	550円

(4) 注文内容の確定

注文受付の自動メールが登録電子メールアドレスに送信されます。

また、申込後に表示される、「PDFファイル出力」ボタン、または、メニュー「申込内容照会」から注文内容を確認することができます。PDFファイル出力で「注文内容確認通知書」を自動発行していますので、ダウンロードして、納品（配送）時および請求（支払い）時の確認資料としてください。

注文手順の詳細は、巻末資料でお確かめください

第5章 配送・納品について

1 配送について

(1) 運送業者による配送

次の日程で、市が委託する運送業者が取扱所へ配送します。この場合、注文時に「業者配送」を選択してください。

	日 時
注文締切	原則、毎週月曜日 午前8時
配 送	原則、同週金曜日までに配送

- ① 注文は、月曜日の午前8時で締め切り、同週金曜日までに配送します。
- ② 配送日・配送時間の指定はできませんので注意してください。
- ③ ゴールデンウィーク、年末年始期間等の配送は、注文サイト等にてお知らせしますので、ご確認ください。

(2) クリーンセンターでの受け取り

次の日程で、クリーンセンターで引き渡すことができます。この場合、注文時に「クリーンセンター受け取り」を選択してください。

	日 時
注文締切	原則、毎週月曜日 午前8時
受け渡し	原則、毎週火曜日 午後2時から3時（祝日の場合は翌日）

※ ゴールデンウィーク、祝日、連休・年末年始期間の日程は変動します。

2 受領（納品）時の注意事項

種類と数量を確認のうえ、受領票にサインしてください。サインは、第三者にも読み取れるように書いてください。

第6章 販売（交付）・管理について

1 販売（手数料の徴収と指定ごみ袋等の交付）について

(1) 手数料の徴収と指定ごみ袋等の交付

市民から手数料を徴収し、指定ごみ袋等を市民に交付します。

表 指定ごみ袋等の販売価格

種類		販売（交付）単位	販売価格（手数料額）
指定ごみ袋	もえるごみ（大）	1組10枚	500円
	もえるごみ（小）	1組10枚	300円
	もえるごみ（極小）	1組10枚 1枚	100円 10円
	もえないごみ（大）	1組10枚	500円
	もえないごみ（小）	1組10枚	300円
大型ごみ処理券	(210円)	1枚	210円
	(410円)	1枚	410円
	(830円)	1枚	830円
	(1, 250円)	1枚	1, 250円
	(1, 670円)	1枚	1, 670円
	(3, 140円)	1枚	3, 140円
事業系可燃ごみ処理券		1枚	150円

(2) 販売時の留意事項

- ① 販売価格は、消費税及び地方消費税込の金額です。レジスターの設定に当たっては十分注意してください。指定ごみ袋については、JANコードを取得していますので、活用してください。

※ 指定ごみ袋の仕様（巻末資料）を参照してください。

- ② 指定ごみ袋の交付単位は、「もえるごみ（極小）」を除き、1組10枚ごとです。

※ 「もえるごみ（極小）」のみ1枚単位での販売が可能です。

- ③ 値引きや景品使用等の無償配布はできません。

大垣市が納品した指定ごみ袋等は、条例で定める「ごみ処理手数料」を支払った方にお渡しするものです。自己店舗での活用や顧客へのサービス品での利用を目的とするものではありません。

- ④ 陳列場所において「大垣市指定」の標示を明確にする等、誤購入防止の対応をお願いします。
- ⑤ 指定を受けた店舗以外での販売はできません。

(3) 領収書の発行

レジスターで処理する場合は、レシートを発行します。レシートは、品目として「大垣市ごみ処理手数料」、または大垣市指定ごみ袋、大垣市大型ごみ処理券であることが分かるように表記してください。

手書きの領収書を発行する場合も同様の対応をしてください

また、インボイスは必要な方には、インボイスに対応したレシート等を発行してください。

記載例 レシート、領収書（インボイス未対応）

レシート

〇年〇月〇日

〇〇〇 〇〇店

〇〇〇〇

2 指定ごみ袋等の管理について

(1) 指定ごみ袋等の適正管理

指定ごみ袋等は、手数料に相当する金券的な性質を有するものです。管理には万全を期すようお願いします。

大垣市から受領した後の指定ごみ袋等の盗難や紛失等は、受託者の責任で対応していただくことになります。

(2) 指定ごみ袋等の数量管理

受託者の店舗では、全ての種類の指定ごみ袋等を取り扱っていただく必要がありますので、欠品が生じないよう常時在庫の状況に注意してください。

市が指定ごみ袋等の残量等必要事項について報告を求めることがありますので、適正に管理してください。

3 徴収事務に関する事項を記載する帳簿について

市が報告や立入検査を求めた場合などに提示できるよう、徴収事務に関する事項を帳簿に記載し、帳簿を保存してください。

4 不良品に関する市民対応について

いずれの場合も、原則レシート等の提示を求め対応してください。

(1) 未使用の不良品が持ち込まれた場合

未使用の不良品が持ち込まれた場合は、不良品を回収し、良品と交換してください。指定ごみ袋の外装袋が開封されている場合は、1組（10枚）となっていることを確認してください。

回収した不良品は、市民から持ち込まれた状態のまま保管し、大垣市クリーンセンターに交換を依頼してください。

(2) ごみ袋1枚単位で不良品が持ち込まれた場合

ごみ袋1枚単位で不良品の持ち込みがあった場合は、取扱所側の新品の封を開け、持ち込まれた枚数分だけ交換してください。

この場合、持ち込まれた不良品と封を開けて残った良品と合わせると1組になりますので、大垣市クリーンセンターに交換を依頼してください。

(3) その他

レシートがない場合など、取扱所における交換が困難な場合は、大垣市クリーンセンターまで問い合わせるよう案内してください。

4 不良品の交換について

(1) 製造や輸送の段階で生じた不良品

製造や輸送の段階で生じたと認められる汚れや破損等があり、市民に交付することが適当でない指定ごみ袋等は、代替品と交換します。この場合は、不良品を大垣市クリーンセンターへお持ちください。

(2) 取扱所において生じた破損等

いかなる理由があっても、交換いたしません。

第7章 ごみ処理手数料の支払いについて

1 ごみ処理手数料の納付について

指定ごみ袋等の販売代金は「ごみ処理手数料」であり、本来は購入する人が市に納付するものですが、受託者が市民の皆さまに代わって市にごみ処理手数料を支払うことで、市は受託者に交付手数料（委託料）を支払います。

なお、受託者がその差引額を市に支払うこととしており、市から受託者への直接の支払いは発生しません。

表 ごみ処理手数料の支払いについて

種類		注文単位			受託者の納付額
		入数	手数料額①	委託料額②	①－②
指定ごみ袋	もえるごみ（大）	30セット/箱	15,000円	990円	14,010円
	もえるごみ（小）	50セット/箱	15,000円	1,000円	14,000円
	もえるごみ（極小）	50セット/箱	5,000円	350円	4,650円
	もえないごみ（大）	30セット/箱	15,000円	990円	14,010円
	もえないごみ（小）	50セット/箱	15,000円	1,000円	14,000円
大型ごみ処理券	(210円)	5枚/セット	1,050円	55円	995円
	(410円)	5枚/セット	2,050円	110円	1,940円
	(830円)	5枚/セット	4,150円	220円	3,930円
	(1,250円)	1枚	1,250円	66円	1,184円
	(1,670円)	1枚	1,670円	88円	1,582円
	(3,140円)	1枚	3,140円	165円	2,975円
事業系可燃ごみ処理券		50枚/セット	7,500円	550円	6,950円

2 納入通知書の送付について

市は、指定ごみ袋等の納品（配送）時に、受託者にお支払いいただく手数料額から委託料額を差し引いた金額の納入通知書を交付します。

納入通知書は、封筒に封入し、原則配送する指定ごみ袋の箱に貼付ける、またはごみ処理券とともに、取扱所にお届けすることとなりますのでご了承ください。

3 ごみ処理手数料の払込みについて

(1) ごみ処理手数料の払込み

納入通知書に記載された払込期限（原則、配送日の翌月末）までに市指定金融機関等にて払い込んでください。

表 ごみ処理手数料の払込場所（令和7年4月1日現在）

指定金融機関等		
大垣共立銀行	十六銀行	大垣西濃信用金庫
岐阜信用金庫	滋賀銀行	イオ信用組合
東海労働金庫	西美濃農業協同組合	岐阜商工信用組合
三十三銀行		

(2) ごみ処理手数料の未払いについて

ごみ処理手数料の払い込みが滞った場合、指定ごみ袋等の納品を停止します。この納品停止措置は、大垣市が手数料の払込みを確認できるまで、解除しません。

また、契約を解除することもありますので、払込期限は厳守してください。

卷末資料

1	指定ごみ袋等の種類と手数料額等	1
2	指定ごみ袋の仕様	2
3	ごみ処理券の仕様	6
4	指定公金事務取扱者申出書	7
5	指定公金事務取扱者の業務を行う場所一覧	8
6	指定公金事務取扱者の指定に係る変更届出書	9
7	歳入の徴収事務委託の解除申出書	10
8	指定ごみ袋等による一般廃棄物手数料徴収事務委託契約に係る変更届出書...	11
9	大垣市指定ごみ袋等手数料還付申請書	12
10	大垣市指定ごみ袋等注文申込マニュアル	13

1 指定ごみ袋等の種類と手数料額等

指定ごみ袋等の種類		交付単位 (市民等への販売単位)		発注単位 (受託者から市への発注単位)			実際に受託者が 市に納付する額 ①－②
		入 数	手数料額 (販売価格)	入 数	手数料額 (受託 者から市への納 付額) ①	交 付 手 数 料 額 (市から受託者 への支払額) ②	
指定 ごみ 袋	もえるごみ (大)	10枚	500	30セット	15,000	990	14,010
	もえるごみ (小)	10枚	300	50セット	15,000	1,000	14,000
	もえるごみ (極小)	10枚 1枚	100 10	50セット	5,000	350	4,650
	もえないごみ (大)	10枚	500	30セット	15,000	990	14,010
	もえないごみ (小)	10枚	300	50セット	15,000	1000	14,000
大型 ごみ 処理 券	(210円)	1枚	210	5枚	1,050	55	995
	(410円)	1枚	410	5枚	2,050	110	1,940
	(830円)	1枚	830	5枚	4,150	220	3,930
	(1,250円)	1枚	1,250	1枚	1,250	66	1,184
	(1,670円)	1枚	1,670	1枚	1,670	88	1,582
	(3,140円)	1枚	3,140	1枚	3,140	165	2,975
事業系可燃ごみ処理券		1枚	150	50枚	7,500	550	6,950

2 指定ごみ袋の仕様

(1) 指定ごみ袋等のサイズ ※ 「もえないごみ (小)」の外装袋及び外箱は、令和5年4月から順次下段のサイズとなります。

種類	本体					外装袋			
	容量	寸法 (横×縦)	厚さ	色	文字色	寸法 (横×縦)	厚さ	色	文字色
もえるごみ (大)	50ℓ	650mm×1000mm	0.040mm	白色半透明	赤	300mm×380mm	0.025mm	無色透明	黒
もえるごみ (小)	25ℓ	400mm×650mm	0.035mm	白色半透明	赤	250mm×380mm	0.025mm	無色透明	黒
もえるごみ (極小)	10ℓ	500mm×390mm	0.020mm	白色	赤	190mm×200mm	0.025mm	無色透明	黒
もえないごみ (大)	45ℓ	650mm×800mm	0.050mm	無色透明	青	250mm×390mm	0.025mm	無色透明	青
もえないごみ (小)	25ℓ	400mm×650mm	0.050mm	無色透明	青	205mm×270mm	0.025mm	無色透明	青

種類	外箱		箱単位の重量
	材質	寸法 (横×縦×高)	
もえるごみ (大)	ダンボール	355mm×280mm×220.0mm	約20kg
もえるごみ (小)	ダンボール	355mm×230mm×157.5mm	約8kg
もえるごみ (極小)	ダンボール	357mm×177mm×144.0mm	約3kg
もえないごみ (大)	ダンボール	355mm×230mm×256.5mm	約13kg
もえないごみ (小)	ダンボール	375mm×250mm×205.0mm	約12kg

(2) 指定ごみ袋のJANコード

種類	JANコード												
	GS1事業者コード（国コード含む）									商品アイテムコード		CD	
もえるごみ（大）	4	5	4	9	9	1	2	7	3	0	7	0	5
もえるごみ（小）	4	5	4	9	9	1	2	7	3	0	7	1	2
もえるごみ（極小） <10枚>	4	5	4	9	9	1	2	7	3	1	2	2	1
もえるごみ（極小） <1枚>	4	5	4	9	9	1	2	7	3	1	2	3	8
もえないごみ（大）	4	5	4	9	9	1	2	7	3	0	7	2	9
もえないごみ（小）	4	5	4	9	9	1	2	7	3	0	7	3	6

(3) 指定ごみ袋等のデザイン

			
もえるごみ（大）本体	もえるごみ（大）外装袋	もえるごみ（小）本体	もえるごみ（小）外装袋
		※ もえるごみ（小）は順次上記の形状に切り替わります。	
もえるごみ（極小）本体	もえるごみ（極小）外装袋		

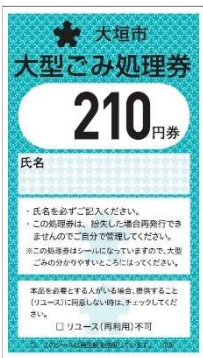
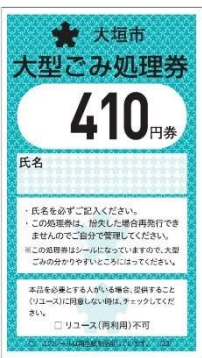
			
もえないごみ（大）本体	もえないごみ（大）外装袋	もえないごみ（小）本体	もえないごみ（小）外装袋

3 ごみ処理券の仕様

(1) ごみ処理券のサイズ

ごみ処理券	種類	寸法（横×縦）	紙質
大型ごみ処理券	① 210円 ② 410円 ③ 830円 ④ 1,250円 ⑤ 1,670円 ⑥ 3,140円	80mm×140mm	裏面糊付
事業系可燃ごみ処理券	150円	120mm×60mm	裏面糊付

(2) ごみ処理券のデザイン

						
大型ごみ①	大型ごみ②	大型ごみ③	大型ごみ④	大型ごみ⑤	大型ごみ⑥	事業系可燃ごみ処理券

年 月 日

大垣市長 様

申出者

住所又は事務所の所在地

名称及び代表者氏名

電話番号

指定公金事務取扱者指定申出書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定による指定を受けたいので、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の12第3項の規定において準用する同条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。

- 1 指定公金事務取扱者の指定を申し出る者の住所又は事務所の所在地、名称
住所又は事務所の所在地

名称

- 2 その他参考資料
別添のとおり

年 月 日

大垣市長 様

申出者

住所又は事務所の所在地

名称及び代表者氏名

電話番号

指定公金事務取扱者の業務を行う場所一覧

店舗等の名称	店舗等の所在地	電話番号 電子メールアドレス	業種又は 事業内容	定休日 営業時間
	〒 ー	電話番号 () ー 電子メールアドレス		
	〒 ー	電話番号 () ー 電子メールアドレス		
	〒 ー	電話番号 () ー 電子メールアドレス		
	〒 ー	電話番号 () ー 電子メールアドレス		

年 月 日

大垣市長 様

申出者

住所又は事務所の所在地

名称及び代表者氏名

電話番号

指定公金事務取扱者の指定に係る変更届出書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定により、次のとおり変更しますので、届け出ます。

1 歳入の徴収事務委託の名称、指定番号

委託の名称 指定ごみ袋等による一般廃棄物処理手数料徴収事務委託

指 定 番 号 指定第 号

2 変更年月日

3 変更内容

変更前	変更後

4 変更理由

年 月 日

大垣市長 様

申出者

住所又は事務所の所在地

名称及び代表者氏名

電話番号

歳入の徴収事務委託の解除申出書

次のとおり歳入の徴収事務委託を解除されるよう申し出ます。

- 1 解除を希望する歳入の徴収事務委託の名称、指定番号
委託の名称 指定ごみ袋等による一般廃棄物処理手数料徴収事務委託
指 定 番 号 指定第 号
- 2 歳入の徴収事務委託の解除予定日
- 3 歳入の徴収事務委託の解除を希望する理由

年 月 日

大垣市長

様

申出者

住所又は事務所の所在地

名称及び代表者氏名

電話番号

指定ごみ袋等による一般廃棄物手数料徴収事務委託契約に係る変更届出書

指定ごみ袋等による一般廃棄物処理手数料徴収事務委託契約書の第15条の規定により、次のとおり変更しますので、届け出ます。

1 歳入の徴収事務委託の名称、指定番号

委託の名称 指定ごみ袋等による一般廃棄物処理手数料徴収事務委託

指 定 番 号 指定第 号

2 変更年月日

3 変更内容

変更前	変更後

4 変更理由

年 月 日

大垣市長

様

申請者

住所又は事務所の所在地

名称及び代表者氏名

電話番号

大垣市指定ごみ袋等手数料還付申請書

大垣市指定ごみ袋等手数料還付について、次のとおり申請します。

契約解除年月日			年 月 日
返還した指定ごみ袋等の数量	指定ごみ袋	もえるごみ（大）	セット（10枚）
		もえるごみ（小）	セット（10枚）
		もえるごみ（極小）	枚
		もえないごみ（大）	セット（10枚）
		もえないごみ（小）	セット（10枚）
	大型ごみ処理券	210円	枚
		410円	枚
		830円	枚
		1,250円	枚
		1,670円	枚
		3,140円	枚
	事業系可燃ごみ処理券		枚

誓約欄

この還付申請にあたり、契約解除により大垣市へ返還した指定ごみ袋等は、申請者が発注及び受領したものに相違ないことを誓います。

年 月 日

申請者

大垣市指定ごみ袋等注文申込マニュアル

ポイント…やることは次の2つのみ！

ステップ① 市が提供するIDとパスワードで注文サイトにログイン

ステップ② 受領方法、注文する品目と数を選択して「申込む」をクリック

※ 注文内容の確認は、PDFを確認（注文内容等確認通知書の発行）

注意事項

注文サイトは、大垣市電子申請サービス（汎用システム）を利用していますので、次のことについて、ご注意くださいようお願い申し上げます。

- 受領方法と注文数のみ選択してください。
- 受託者、取扱所名（ダミー）が表示されますが、入力・変更等しないでください。
変更が必要な場合は、クリーンセンターまでご連絡ください。

1 注文サイトにアクセス

インターネット環境があるパソコンまたはスマートフォン等で次の注文サイト（大垣市電子申請サービス）にアクセスしてください。

URL

https://apply.e-tumo.jp/city-ogaki-gifu-u/offer/offerList_detail?tempSeq=4890

QRコード



※ お気に入りに追加（登録）してください。

2 「利用者ログイン」画面

市が発行した取扱所（発送先）ごとのIDとパスワードでログインしてください。

水の都・おおがき
大垣市 電子申請サービス

ログイン
利用者登録
予約手続き

＞ 手続き申込 ＞ 申込内容照会 ＞ 職責署名検証

利用者管理

利用者ログイン

既に利用者登録がお済みの方

利用者IDを入力してください

① IDを入力

利用者登録時に使用したメールアドレス、
または各手続の担当部署から受領したIDをご入力ください。

パスワードを入力してください

② パスワードを入力

利用者登録時に設定していただいたパスワード、
または各手続の担当部署から受領したパスワードをご入力ください。
忘れた場合、「パスワードを忘れた場合はこちら」より再設定してください。

メールアドレスを変更した場合は、ログイン後、利用者情報のメールアドレスを変更ください。

[パスワードを忘れた場合はこちら](#)

ログイン >

③ ログインをクリック

【システム操作に関する】お問い合わせコールセンター
固定電話コールセンター
TEL: 0120-464-119（フリーダイヤル）
（平日 9:00～17:00 年末年始除く）
携帯電話コールセンター
TEL: 0570-041-001（有料）
（平日 9:00～17:00 年末年始除く）
FAX: 06-6455-3268
電子メール: help-shinsei-city-ogaki@s-kantan.com
制度等手続きの内容に関するお問い合わせは、
各課担当者へお願いいたします。

3 「手続き一覧」画面

「大垣市指定ごみ袋等注文（指定取扱所用）」をクリック

水の都・おがき

大垣市 電子申請サービス



ログアウト

利用者情報

予約手続き

手続き申込

申込内容照会

委任内容照会

いつでも、どこでも。行政手続きをインターネットで行うことができます

手続き申込へ

ようこそ、イマエン株式会社さま

手続き申込

手続き選択をする

メールアドレスの確認

内容を入力する

申し込みをする

検索項目を入力（選択）して、手続きを検索してください。

検索キーワード

☐ 英語語検索を行う

カテゴリー選択

利用者選択

☐ 個人が利用できる手続き

☐ 法人が利用できる手続き

絞り込みで検索する

五十音で探す

手続き一覧

2022年06月29日 14時36分 現在

並び替え 受付開始日時 降順 表示数変更 20件ずつ表示

1

大垣市指定ごみ袋等注文（指定取扱所用）

受付開始日時 2022年08月23日00時00分
受付終了日時 随時

① クリック

1

【システム操作に関する】お問い合わせコールセンター
固定電話コールセンター
TEL:0120-464-119（フリーダイヤル）
（平日 9:00～17:00 年末年始除く）
携帯電話コールセンター
TEL:0570-041-001（有料）
（平日 9:00～17:00 年末年始除く）
FAX :06-6455-3268
電子メール: help-shinsei-city-ogaki@skantan.com
制度等手続きの内容に関するお問い合わせは、
各課担当者へお願いいたします。

4 「手続き説明」画面

利用規約等を確認して「同意する」をクリック

水の都・おおがき

大垣市 電子申請サービス

ログアウト

利用者情報

予約手続き

手続き申込

申込内容照会

委任内容照会

手続き申込

🔍 手続き選択をする

✉️ メールアドレスの確認

✍️ 内容を入力する

📄 申し込みをする

手続き説明

下記の内容を必ずお読みください。

手続き名	大垣市指定ごみ袋等注文（指定取扱所用）
説明	
受付時期	2022年8月23日0時00分～
問い合わせ先	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

<利用規約>

大垣市電子申請サービス利用規約

（目的）

第1条 本規約は、大垣市電子申請サービス（以下「本サービス」といいます。）を利用して、大垣市（以下「市」といいます。）に行政手続の申請・届出等を行うために必要な事項について定めるものです。

（用語の定義）

第2条 本規約において使用する用語の意義は、次の各号のとおりとします。

{1} 電子申請

インターネットを利用して行政手続の申請・届出等を行うことをいいます。

{2} 申請データ

本サービスを利用して電子申請を行う際に入力する事項（添付書類を含む。）をいいます。

{3} 利用者

本サービスを利用する個人、法人又は団体をいいます。

「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただけたものとみなします。
登録した情報は当サービス内でのみ利用するものであり、他への転用・開示は一切行いません。

上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。

< 一覧へ戻る

同意する >

① クリック

【システム操作に関する】お問合わせコールセンター
固定電話コールセンター
TEL:0120-464-119（フリーダイヤル）
（平日 9:00～17:00 年末年始除く）
携帯電話コールセンター
TEL:0570-041-001（有料）
（平日 9:00～17:00 年末年始除く）
FAX:06-6455-3268
電子メール: help-shinsei-city-ogaki@s-kantan.com
制度等手続きの内容に関するお問い合わせは、
各課担当者へお願いいたします。

①受領方法、②各品目の注文数を選択して「確認へ進む」をクリック

卷末資料 p.17

⑨	大型ごみ処理券(1,250円) 1枚 手数料額1,250円	0 ▼
⑩	大型ごみ処理券(1,670円) 1枚 手数料額1,670円	0 ▼
⑪	大型ごみ処理券(3,140円) 1枚 手数料額3,140円	0 ▼

※大型ごみ処理券は券によって枚数が異なります。入力の際にはご注意ください。

例:大型ごみ処理券(210円)を"1"とした場合は5枚分の注文となります。

4 事業系可燃ごみ処理券		
No	物品名	注文数
⑫	事業系可燃ごみ処理券(150円) 50枚 手数料額7,500円	0 ▼

入力項目は以上です。

下の「確認へ進む」へ進み、「申し込む」をクリックしてください。

ここは
さわらない!!

PDF出力(注文
内容等確認通知
書)の記載事項に
影響しますので、
修正が必要な場
合は、クリーンセ
ンターまで連絡
してください。

以下は、入力不要です。変更もしないでください。

ダミー	申請者の氏名または、法人名を入力してください。 ※
ダミー	利用者の連絡先メールアドレスを入力してください。 ※
ダミー	※
ダミー	入力例)503-8601は5038601と入力 ※ 住所検索

③ クリック

確認へ進む

入力中のデータを一時保存

【申込データ一時保存の注意事項】

- ・ cookieデータを削除した場合、一時保存時と別の端末又はブラウザを使用した場合は、「一時保存申込」リンクは表示されません。
- ・ 同じ手続きで何度も一時保存した場合は、最後に保存したデータが表示されます。
- ・ 一時保存データは、7日間電子申請システムに保存します。(7日を経過すると自動削除します)
- ・ 保存した申込の再開には、「利用者ログイン」または「パスコード」が必要です。
- ・ 「パスコード」は、一時保存完了画面に表示されます。忘れないように記録してください。(ログインせず申込む場合、必要となります)
- ・ 申込の再開後に再度一時保存を行う場合、一時保存データは上書きされます。

「入力中のデータを保存する」では申込みの手続きが完了しておりませんのでご注意ください。

↓ 入力中のデータを保存する

6 「申込確認」画面

「申込」画面で選択した、①受領方法、②各品目の注文数を確認し「申し込む」をクリック。申込内容を修正したい時は、「入力へ戻る」をクリック。



水の都・おおがき
大垣市



[ログアウト](#)
[利用者情報](#)
[予約手続き](#)

[アクセシビリティ対応ページへ切り替える](#)

[手続き申込](#)
[申込内容照会](#)
[委任内容照会](#)

手続き申込


[手続き選択をする](#)


[メールアドレスの確認](#)


[内容を入力する](#)


[申し込みをする](#)

申込確認

大垣市指定ごみ袋等注文（指定取扱所用）

1 受領方法

業者配送

2 指定ごみ袋

No.	物品名	注文数
①	もえるごみ袋 50リットル (大) 30セット/箱 手数料額15,000円	10
②	もえるごみ袋 25リットル(小) 50セット/箱 手数料額15,000円	5
③	もえるごみ袋 10リットル(極小) 50セット/箱 手数料額5,000円	5
④	もえないごみ袋 45リットル(大) 30セット/箱 手数料額15,000円	3
⑤	もえないごみ袋 25リットル(小) 50セット/箱 手数料額15,000円	3

3 大型ごみ処理券

No.	物品名	注文数
⑥	大型ごみ処理券(210円) 5枚 手数料額1,050円	10
⑦	大型ごみ処理券(410円) 5枚 手数料額2,050円	10
⑧	大型ごみ処理券(630円) 5枚 手数料額4,150円	5
⑨	大型ごみ処理券(1,250円) 1枚 手数料額1,250円	5

※大型ごみ処理券は券によって枚数が異なります。入力の際はご注意ください。

例:大型ごみ処理券(210円)を"1"とした場合は5枚分の注文となります。

4 事業系可燃ごみ処理券

No.	物品名	注文数
12	事業系可燃ごみ処理券(150円) 50枚 手数料額 7,500円	1

入力項目は以上です。

下の「確認へ進む」へ進み、「申し込む」をクリックしてください。

以下は、入力不要です。変更もしないでください。

ダミー	
ダミー	
ダミー	
ダミー	

修正したいとき

< 入力へ戻る

申し込む >

※PDFファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。

PDFプレビュー

① クリック

申込完了の電子メールが登録アドレスに自動送信されます。

クリック後の修正はできませんのでよく確認してください。

【システム操作に関する】お問合せ
固定電話コールセンター
TEL:0120-464-1111
(平日 9:00~17:00)
携帯電話コールセンター
TEL:0570-041111
(平日 9:00~17:00)
FAX :06-6451-1111
電子メール: help-shinsei-city-office@city-shinsei.jp
制度等手続きの内容に関するお問い合わせは、各課担当者へお願いいたします。

7 「申込完了」画面

- (1) 「PDFファイルを出力する」をクリックすると、「注文内容等確認通知書」が自動発行されます。印刷（または保存）して納品・請求時の確認書類としてください。
- (2) 「申込内容照会」をクリックすると、注文履歴を確認できます。
- (3) 「ログアウト」をクリック。以上です。

①「注文内容等確認通知書」が自動発行されます。

※ 印刷（または保存）して納品・請求時の確認書類としてください。